

資料

スウェーデン「裁判官規則」(翻訳及び解題)

坂 田 仁

本稿を謹んで伊東乾先生に捧げる。

目次

はじめに

裁判官規則について〔解題〕

1 規則の成立

2 ペトリ略伝

3 全体の構成

4 他の法制度との関連

5 研究課題

裁判官が完全に従うべき一般的諸規則〔試訳〕

はじめに

現在出版されている王国法典は、王国法典に統治組織法

及び出版自由法などの基本法(王位継承法は採録されていない。)と「裁判官が完全に従うべき一般的諸規則」とを併せて一冊として流布している。この規則は「裁判官規則」と一般的に呼ばれ、法律ではないけれども非常に重要な規則として古くから習慣として印刷されているものである。この規則について一九九八年の版の王国法典は、次のように注を附している。

「一七三四年法が初めて印刷されたとき、これら裁判官規則(オラウス・ペトリにより一五四〇年頃作成された可能性がある)が『常に習慣としてなされていたように』附加されるべきであると決定された。それ以来、法典の後の版にはこの規則を掲載することがプラクシスになっている。」

この、スウェーデンに特殊な規則の試訳と略解とを行う

のが本稿の目的である。⁽¹⁾

裁判官規則について

1 規則の成立

裁判官規則は、一七三四年に王国法典が議会で可決され、その印刷の準備が一七三六年に完全に整った後に、常に習慣として用意されていたように裁判官規則をこの新しい立法作業とともに印刷すべきであるとの法務監察長官の意見によって、法典の付属文書として附されたものである。⁽²⁾そして、以後今日まで王国法典と共に毎年印刷されているのである。王国法典そのものは、現在までに度重なる改正作業によって内容が現代化されているが、裁判官規則はスウェーデン語表記の現代的な変更は受けているものの内容的な変更はなく、往時のままの法文を残している。⁽³⁾

スウェーデンは古くから成文法主義を取っていたと考えられ、一七三四年法の制定以前に既に王国全体に効力をもつ成文の法典を有していた。一般にマグヌス・エリクソン都市法典 (MESL, 1350) 及び地方法典 (MELL, 1350)、クリストファ地方法典 (KfL, 1442) と呼ばれているものである。これらの他、更に古い時代に各地方にはそれぞ

れの地域に効力をもった地域法典が存在していた。これらの各法典にも、裁判官規則が附されており、その最も古いものは、早く一四世紀以前の地方法典 (Landskapslagar) の時代から存在している。⁽⁴⁾その最も古いものは、Västgö-blagan に附されていたものとされている。これは比較的短いもので、裁判官の資質、裁判官の人格的条件、裁判の進め方などが定められている。⁽⁵⁾

現行の王国法典に附されている規則は、またオラウス・ペトリの裁判官規則とも呼ばれている。その理由は、上記のように規則の作成者がオラウス・ペトリであると信じられているからである。⁽⁶⁾ペトリは、スウェーデンにおける宗教改革をルター派の主張に従って指導した人物として知られており、福音国家スウェーデンの精神的支柱の建設者といってもよい人物である。⁽⁷⁾

このように裁判官規則はユニークな存在であり、法律ではないが、法律の運用に当たって重要な原則を示す歴史的な文書としてその命脈を今日まで保ってきたもののなのである。現行の王国法典に附されているものは、一六一六年に出版されたシュロデーロの訳書⁽⁸⁾に附されていたもので、この年に裁判官規則が初めて印刷に付されたとされる。これは、後に一六三五年にクリストファ地方法典を新たに印刷する

に際して裁判官規則もともに印刷することとなって、この伝統が今日まで続いている。⁽⁹⁾ また、裁判官規則は、上記のシュロデーロ⁽¹⁰⁾を始めとして多くの学者によってさまざまな形で引用されているといわれており、更には、一六二〇年代には訴訟実務の中で法律と同様に引用されていたといわれる。⁽¹¹⁾

筆者は、裁判官規則にここ数年来興味をもち、その翻訳と研究を志すようになった。その出発点として、現在のスウェーデン王国法典に附されている「裁判官規則」の全訳を行った。それが本稿である。なお、訳出にあたっては、王国法典のテキストを基本として、その他、テキストの基礎となった、シュロデーロがその訳書に附したものの、リガで出版されたテキストのドイツ語訳、⁽¹²⁾ アルムクウィストが最も正しい初期の写本とされるものに基づき、⁽¹³⁾ 現行のテキストに合わせて編集したもの、⁽¹⁴⁾ アルムクウィストの編集した規則に基づいたシュミットのドイツ語訳、⁽¹⁵⁾ ペトリ全集に採録されているアルムクウィストの使用した古版本からの復刻、⁽¹⁶⁾ 及びオハイムの現行のテキストからの英訳をそれぞれ参考にした。⁽¹⁷⁾

なお、本訳業はこれから筆者の意図する研究の序論的意味合いを有する点から以下の諸点について簡単に触れてお

きたい。これらは、今後の筆者の研究の努力目標を指示するものである。

2 ペトリ略伝

裁判官規則の作者は、オラウス・ペトリ (Olaus Petri, (1483-1552)) であるとされている。ペトリはスウェーデンの宗教改革を指導した聖職者で、弟のローレンティウス・ペトリ (Laurentius Petri) とともに聖書のスウェーデン語訳を成し遂げた人物である。以下、その生涯を略記する。

オラウス・ペトリはエレブロ (Örebro) で出生した。出生年についてはかつては一四九七年とされていたが、現在では一四九三年が正しいとされている。⁽¹⁸⁾

少年期はエレブロで教育を受け、その後ウプサラで神学、カノン法、諸学 (Artes) を学んだ。それからドイツに遊学し、最初はロストック (Rostock) 大学に入学したが、一五一六年ライプツィヒに赴き、ウィッテンベルク大学でルターと出会う。一五一八年宗教改革の年に哲学のマスターの学位を獲得後しばらくウィッテンベルクに留まり、メラニヒトン (Philipp Melancthon) の講義に出席した後スウェーデンに帰国し、ストレングネス (Strängnäs)

の枢機卿グレゴリイ (Mathias Gregorii) の秘書となる。一五二〇年助祭に補される。一五二四年ペトリはストックホルムに出て、市の書記に任じられる。それから後改革派の色彩を強め、一五二六年頃より改革派の立場から文書を出版し始めたとされる。

一五二七年ヴェステロース (Västeraås) の議会で国王と改革派とが勝利を収め、王権の保護のもとに改革派が急拡大する。ペトリは、国王グスタフ・ヴァサ (Gustav Vasa) の戴冠式で説教⁽¹⁹⁾を行い、国王が人民のために存在するとの見解を示したといわれる。この前後に下記のような著書が発表されている。

反キリスト的書簡への回答

一二の質問に対する回答

神の言葉と人のおきて

スウェーデン語による典礼提要

一五三一年ペトリは大法官 (Kansli) に任じられる。しかし、二年後大法官を解任され、ストックホルムで説教に専念する。しかし、一五三九年アンドレアエ (Laurentius Andree) とともに反逆罪で逮捕・訴追され、一五四〇年一月死刑の判決を受けるが、ストックホルム市民の協力で多額の賠償金を国王に支払い、恩赦を得る。一五四三

年ストックホルムの聖ニコラス大教会の牧師に選任される。一五五二年四月一九日死去、遺体はストックホルム教区教会に埋葬された⁽²¹⁾。

ペトリの主な著書には以上の他下記のものがある。

スウェーデン年代記

都市法典注釈

法律彙集

法典への小入門

すべての福音派の牧師への警告

ペトリが裁判官規則の著者であることに疑いをはさむ記録はないが、著者であることを直接証明する史料はないとされている。ホルムベックによると、ペトリが著者であると注記している写本はコペンハーゲンの王立図書館、ストックホルムの王立図書館などにあるもので、同時に編纂年代を一五四四年と注記している写本がウプサラ大学図書館に所蔵されているという⁽²²⁾。また、ペトリの裁判官規則の編纂事情については、ペトリの個人的な傾向として、一般市民の最善を最も重視するペトリの個人的な思想から考える行き方と当時の社会的条件を考慮に入れた検討の仕方がみられる⁽²³⁾。

3 全体の構成

裁判官規則は三個の部分から成り立っているとされる。

一は裁判官及び公務員の倫理に関するベトリの説教、二は短い法律格言集、三は訴訟手続(拷問の禁止、宣誓手続、証拠法則など)である。

これらは、裁判官規則本文の翻訳が自ずから明らかにするものと考えられるのでここでとめておきたい。今後の問題としては、その個々の部分・規定の成立と、それらが裁判官規則にまとめ上げられて一つの規則となった事情が明らかにされるべきであろう。

4 他の法制度との関連

裁判官規則は当時のヨーロッパの法制度とどのような関係に立っているか。ここでは、スウェーデンの古代からの法との関係がまず第一に問われることになる。前述したように、その最も古いものは既に一四世紀以前に存在していた。また、スウェーデンはゲルマンの流れを汲む国家、民族であり、ゲルマン民族の法と結び付いている。第二にカノン法との関係が問題になる。キリスト教国家としてこれも当然の関心の対象である。第三にヨーロッパ諸国に共通の伝統であるローマ法からの影響を無視することはできな

い。そして最後に中世ドイツとの関係で、カロリナ法典及びバンベルゲンシスからの影響も視野に収めなければならぬ。更に、その歴史的意義についても考察の中に加える必要がある。これらも今後の問題である。聖書、ローマ法、カノン法、ドイツ法、スウェーデン法の伝統からの影響は、どの研究者によっても等しく指摘されている⁽²⁴⁾。

5 研究課題

スウェーデンは成文法主義の国家である。従って、人々の生活を規律する規則は原則的に国王及び議會の制定する勅令及び法律によっていた。スウェーデン王国法典がその中核をなしている。一七三四年法と一般に呼ばれる法典そのものは、議會の審議を経て、更に国王がこれを認証して法律となった。しかし、裁判官規則はそのような手続きを一切経ていない。それは、スウェーデンの古来の習慣に従って法典の重要な付属文書として王国法典の成立後に附加されたものである。従って、それが本来法あるいは法律としての意味をもつものか否かということも考えなくてはならない。イリカンガスは、裁判官規則が法律として制定されたものでなかった故に長い生命を保ち得たのであり、それは伝統的な北欧の法秩序の継続性を示すものであるとし

(25) ている。また、モデルによると、今世紀の初頭スウェーデンのすべての行政官はその修習を裁判所で始めたといわれており、この事実は裁判官規則がすべての公務員の倫理規定の性格をもっていたことを暗示する。

イングランドのコモン・ロー、ドイツ（神聖ローマ帝国）のカロリナ法典などと並んで、スウェーデンの法制度の独自性を示すものとして、裁判官規則とスウェーデンを含む北欧の法制史との関わりの問題が示される。つまり、理論的、比較法的、及び法制史的な研究の必然性が示唆される。こうして、これまでに多数の研究がスウェーデンの研究者によってなされている。また、ドイツの研究者による包括的な研究も存在する。これらを参考にしながらこれから筆者なりに研究を進めていきたいと思います。そこには、これまでの英米法、ドイツ法、フランス法の研究とは異なつた有益な示唆が我々日本人にもたらされるであろう。

なお、この翻訳の中では「権利」という訳語を用いていない。それは権利概念が一七世紀まで存在しなかったという故アンネシュ教授 (Prof. E. Anners) のご教示による。この点で同教授に謝意を表する。併せて、K・スベリ (Prof. K. Sveri)、菱木昭八朗、萩原金美、宮澤浩一の各

教授にも謝意を表する。

- (1) Cf. Sveriges Rikes Lag 1998, pp. XC-XCIV. 上記の注は、一九八六年版より附されている。

裁判官規則のスウェーデン王国法典内での位置の変遷につづいて、Almquist 1951, p. 6, n. 2. を参照。一八三七一四二年の版には裁判官規則は意識的に附されていないという。また、一六六五/六六年版より現在の番号をつけた編集がなされたという (Ibid., p. 11, n. 4.)。Schmidt 1966, pp. 35-62 cf.

- (2) Holmbäck 1928, p. 265.

- (3) Schrödero の古版本との相違はほとんどない。

- (4) Inger 1983, p. 14.

- (5) Holmbäck 1928, p. 270, n. 2. Munkrell 1944, p. 164 cf. Västgötalagen 1574 5 Landskapslagarna の 116 b 及び Götalagen の 1 部 b、その最も古きものは 1212 0 年頃まで遡るとされる (Inger 1983, p. 14.)。

裁判官規則には二つの種類の写本がある (Almquist 1951, pp. 43ff. cf.)。

- (6) その成立を一五四〇年代とするのはホルムベック (Holmbäck) 一五二四ないし三〇年とする説はシュック (Schück) のものとされる (Almquist, SvJT 1936, p.

- 187.)。一五三〇年代の後半とするのはアルムクウィスト
(Ibid., p. 187, Almqvist 1951, p. 5, n. 5.)である。
- (7) その銅像はスウェーデン王国王宮の裏手にあるストル
・チュルカンの裏(一度両者の中間にあたる)に立っている。
- (8) Waldt, G., Rättegångs oordning (översatt av
Erico Schrodero), Stockholm, 1616, 第二版 1619, 原書
せ' Gerichts Vnordnung, Frankfurt/M. 1588.
モデルは本書を以てスウェーデンの裁判官文化の発
祥と見做す (Modéer 1994, p. 9.)。
- (9) Almqvist 1967, p. 441. Ylikangas 1991, p. 93.
- (10) 1577-1645, 一六〇四年に貴族となり' Skytte と改称。
マールブルグ大学で法律を学び、帰国後地方裁判所長、控
訴院長を歴任。都市法の注釈書も書いている。Almqvist
1946, p. 20.
- (11) Munkteill 1944, pp. 170-1.
- (12) Richter=Regeln aus "Schwedisches Land=Recht
/.../ Herrn Carl dem Neundten /.../ confirmiret / und
Anno 1608. Publiciret /... Franckfurt und Leipzig /.../
Buchhändlers in Riga /.../ 1709."
- (13) Almqvist 1951, pp. 23-39.
- (14) Schmidt 1966, pp. 39-50.
- (15) OPSS vol. 4, pp. 299-311.
- (16) Opheim 1962, pp. 20-28.
- (17) 以上の他にラテン語版、ドイツの現行のテキストの
ドイツ語の抄訳 (Dix 1941) などがある。
- (18) Schmidt 1966, p. 17. Schück 1893, p. 7. Schück
1822, p. 13.
- (19) OPSS vol. 1, pp. 313ff.
- (20) Almqvist 1940a.
- (21) ヘルムの法語では Holm 1917, Schück 1893 がある。
- (22) Holmbäck 1928, pp. 267f.
- (23) 後者として Ylikangas 1991, pp. 102f., 前者として
Munkteill 1944, p. 166, Holmbäck 1928, pp. 277f.
- (24) Munkteill 1944, Holmbäck 1928, Almqvist 1951 etc.
- (25) Ylikangas 1991, p. 101.
- (26) Modéer 1994, p. 19.

裁判官が完全に従うべき一般的諸規則

(試訳)

〔1〕は、¹ Almqvist 1961, pp. 23-39. 所収の規則との照合による異同を示す。OPSS 版及び RR 1709 版の原注を併記。）

裁判官は、まず、自分が神の受命者^{へ*}であり、自分の行う職務は、神に属するものであって、自分自身に属するものではないことを熟考しなければならない。そして、それ故に裁判官は自分の「宣告する」⁽¹⁾判決「は」⁽²⁾神の御業の中にあり、神の代理であり、かくして、それは神の判決であって人間の判決ではないが故に、神に属するものであることを熟考しなければならない。「また、何となれば、裁判官は、神の代理として虚偽の判決を行わず、もし行えば神の法として定められている神の判決と受命とを乱用して暴虐と不法を行った故にその判決により自らを永遠の呪いに処することになることを確実に予見することが重要である」⁽³⁾。しかし、裁判官が正しく判決する意志を有し、法に関する自らの最大の知識に従って細かく調査を行い、なお、自らの無知識のために法を発見できず、虚偽の判決を述べ

た場合には、その裁判官は、冷酷さからではなく、過失により自らの意志に反して虚偽の判決に到達したという弁解をすることになる。そして、刑罰が科される場合には過失罰金とすべきであろう。

(1) 「行い、宣告する」

(2) 「も」

(3) 「また、何となれば、裁判官にとって、神の代理として誤った判決を行わないことを確実に予見することが重要である。何となれば、神は法を有し、不法を有することを欲しないからである。そして、一人の裁判官が自ら承知して、誤った判決を行えば、神の法として定められている神の受命を乱用して暴虐と不法を行っているが故に、自らを永遠の呪いに処することになるのである。」

* OPSS 版注、歴代誌略下一九章。

第一

裁判官は、正しく判決するという神の受命を実行するのであるから、それ故に何が法であるかを知ることにより全力をつくして努力しなければならない。何となれば、聖書に書かれていること及びその根拠と意味とが何であるかを知らぬものは説教者として適当でない如く、「法律の内容とす

ること」⁽¹⁾及びその根拠と意味とが何であるかを知らず、かつ、それが如何に用いられるべきかを知らぬ者は裁判官として適当ではない。そしてそれ故に、何らの理解力をもたぬ者を裁判官として選出する者は、危険に直面し、明らかに不法を行っているのである。何となれば、何が法であるかを知らぬ者は如何にして法を判決するべきなのであるか。また、かくの如き理性のない裁判官を選出する者は、言い渡されることになるであろう虚偽の判決に関与したことになるのだということを恐れなければならない。裁判官の職務を引き受け、なおそれを「遂行できぬ」⁽²⁾者もまた、「自ら危険に直面し、」無理解に行動しているのである。

- (1) 「法律の中に存在し、法律の内容とすること」
- (2) 「実行できない」
- (3) この部分はない。

第二

また、裁判官は、自ら神の受命者である如くに、自分が判決を下す人々を、神のために審問するのは、自分の受命としてではなく、神の「受命」⁽¹⁾として、神に属する人々に判決するのであって自分に属する人々に判決するのではないことを考えなければならない。「何となれば、裁判官は、

人々の属している神の前に答弁に立とうとしている神に属する人々に判決しなければならないからである」⁽²⁾。

- (1) 「受命及び職務」
- (2) この部分はない。

第三

また同様に、裁判官は、裁判官の職務が一般の人々の最善のために定められているのであって、自らの最善のために定められているのではないことを、それ故に、裁判官は、その職務を一般の人々の利益のために用い、自らの利益のために用いるべきではないことを、なおまた、その職務が正しく用いられたときには自らの利益にもなることを、熟考しなければならぬ。されば、裁判官は、その職務によって一般の最善を求めるべきであって、自らの最善を求めるべきではない。何となれば、裁判官は、一般の人々のために存在するのであって、一般の人々が裁判官のために存在するのではないからである。

第四

また今述べたことにより、明らかに、多額の罰金を取得するためにすべての法律を執行することは、神に対して危

険にも立ち向かうことであることが知られる。何となれば、法律は罰金のために存在するのではなく、法のために存在するのであり、一般の人々の有用と利益のために存在するのであって、法律違反の課税や損害や破滅のために存在するのではないからである。また、自分の領主のために多額の罰金を手に入れることばかりを「求め」⁽¹⁾ている執行吏や州知事は領主の有害な敵である。何となれば、そのように不正によって集められたものは、領主が自ら正當に集めたものをすべてもち去ってしまうからである。またそれ故に、領主は自分自身の執行吏がかく有害であるほどに、有害な敵をもつことはないのである。「何となれば」⁽²⁾不正による金銭はその十倍の正當な金銭をもち去ってしまう「からである」⁽³⁾。またそれ故に、不正による罰金を領主の大蔵に納入すること以上に大きな損害を領主に与えることはあり得ない。何となれば、その大蔵の中にある正當な品物をその者が自ら外に運び出してしまふからである。人々が言いならわしているように、不正による金銭を中に保管するには「強力な」鍵がなければならず、そして、それは「罪を伴つて」⁽⁴⁾得られ、それは悲しみを伴って消えていく。その原因は、裁判官職を定められた神がそのようにして乱用が始まること、人々が一般の最善を求めるべきものを自分自身

のために用いようとしていること、そして、暴虐「を妨げ」⁽⁵⁾「ために」にも暴虐を行うためにもそれが用いられることをみつめる時、それを用いようとするところでは最も巨大な損害が生じるに至らしめることにある。「そして、それが我々の貪欲の正しい報酬なのである」⁽⁶⁾「そうして、神は、海戦や陸戦や、あるいはその他の損害を伴う支払を発生させる。そこでは、不法に捕獲された財物も合法的に捕獲された財物も消費されるに違いなく、そして、これは正に」⁽⁷⁾「*」内部で生じるのであり、彼らに暴虐を用いて」⁽⁸⁾「防衛し、金銭を引き入れる一方で、我々に暴虐を加える者達が再びやってきて、暴虐により搬入されたものが暴虐により払い出されるに違いないのである。

- (1) 「実行し」
- (2) この部分なし。
- (3) この部分なし。
- (4) 「不法なものとして」
- (5) 「から守る」
- (6) この部分なし。
- (7) 「我々の」
- (8) 「る。暴虐を他の者に加えつつ」

第五

これを信じようとする者には、経験によって「よく」感じ取らなければならない。特に、職務の上で暴虐を回避すべき者が暴虐を「用いる」時、神はその暴虐を処罰せずにおこうとはしない。それ故、それぞれの領主は、州知事又は執行吏として優先して派遣する者に賢明に留意すべきであ「り」、そして、その者に次のように言わなければならない。往け、そして私のために誠実で、慈悲深くあれ、そして、何者からも「不正による」金銭「又は不正による罰金」を私のものにもたらすな「、何となれば、その時おまえは私に損害を与えることになるからである」と。そして、以上のことは、罰金を求めて法律を歪め「、多数の貧しい人々に暴虐と不法を行つ」ている者について述べているので「あつて、」法的及び道徳的に正当な罰金について、「述べられ、」理解されているのではない「*」。

- (1) この部分なし。
- (2) 「行う」
- (3) 「る。」
- (4) 「不法な」
- (5) この部分なし。
- (6) この部分なし。

- (7) この部分なし。
- (8) 「ある。何となれば、」
- (9) この部分なし。
- (10) 「からである」

第六

「裁判官は、それに従つて判決しなければならない法律を正確に知らなければならない。何となれば法律は、裁判官にとって正するために存在するからである。」

- (1) この部分は全文欠如している。

第七

すべての法律は、一般の最善「に役立た」なければならない。そして、それ故に、法律が有害な場合にはそれはずでに法律ではなく、法律違反であ「り、廃棄されるべきである。」

- (1) 「のためのもので」
- (2) この部分なし。

第八

優れた賢明な裁判官は優れた法律よりも優っている。

「何となれば、その裁判官は、常に状況に応じた処理ができるからである。」⁽¹⁾ 邪悪で不正な裁判官のいるところでは、優れた法律は「何の」⁽²⁾ 助けにもならない。「何となれば、その裁判官は、優れた法律を自分の心情に従って歪曲し、不法なものにするからである。」⁽³⁾

- (1) この部分なし。
- (2) 「少しの」
- (3) この部分なし。

第九

法的及び道徳的に正当でないものは、また法律にもなり得ない。「*」⁽¹⁾ 法律自体の有する道徳的正当性により法律は是認される「*」。⁽²⁾

- (1) 「何となれば」
- (2) 「からである」

第一〇

すべての法律は賢明さをもって運用されるべきである。

何となれば、最高の法は「最大の」⁽¹⁾ 不法であり、恩寵が法

には伴わなければならないからである。

- (1) 「最高の」

第一一

法律は、それが処罰しないことをすべて是認しているのではない。何となれば、すべての犯罪を法典に数えあげることはできないからである。

第一二

裁判官はすべての法律において、法律を作った者の目論見に注意「せよ」⁽¹⁾。でなければ、法律は乱用され「法律を作った者の意図以外の心情に向けられ」⁽²⁾る。

- (1) 「しななければならない」
- (2) 「得」

第一三

一般の人々の最善が最良の法律であり、そしてそれ故に、成文の法律が「その文言に従って、」⁽¹⁾ 異なつて読まれ「るように見え」⁽²⁾るとしても、一般の人々に有用と認められることがらば法律に「含め」⁽³⁾られるべきである。

- (1) この部分なし。

- (2) 「得」
(3) 「数え」

第一四

地方の習慣は、それ自体道徳的に不正当なものでない時は、「それに従って人々が判決をしてもよい」⁽¹⁾ 法律に数えるべきである。

- (1) この部分なし。

第一五

習慣に反することは何者をも助けるべきでない。即ち、その「者の行つた」⁽¹⁾ ことが法律に違反すると認定された後に、何者も、その行つたのと同じように行っている多くの人々がいると話すことによって、自分「の事件」⁽²⁾ を救うことはできない。

- (1) この部分なし。
(2) この部分なし。

第一六

一般的な格言はしばしば「*」⁽¹⁾ 法律として用いられる。これら「次に続くもののように、それら」⁽²⁾ はまた、法律で

もある。

- 1 借金をしている人はそれを支払う。
- 2 拳を振りかざしても罰金ではない。「しかし、それはいつもではない」⁽³⁾。
- 3 羨望をもつ人は証言してはならない。
- 4 契約は法律を破る。
- 5 法律に反する財産の取得は不法取得である。
- 6 二重の悪をもつて害悪を改善してはならない。
- 7 何人も自分の事件の裁判官になることはできない。
- 8 一人の訴えだけに従って何人も判決されてはいけな
- 9 公権剥奪者は証言すべきではない。
- 10 殴る者は違反している。
- 11 「恣意と」⁽⁴⁾ 暴力は国の法ではない。
- 12 真実らしく見えることはすべて真実でない。
- 13 一人一人は自分自身の偏つた友人である。
- 14 人々は好んで見た事柄を好んで証言「し、支持」⁽⁵⁾する。
- 15 「人々は他人と法律をとにもするが、打撃をとにもすることはない」⁽⁶⁾。
- 16 「家畜をもたない者は体で罰金を支払う」⁽⁷⁾。
- 17 自白された事件は証言されたものと同様に有効であ

る。

18 行われた行為は元にもとらない。

19 ある者が違反する場合、その者は賠償もしなければならぬ。

20 よそ者には証明力は与えられない。

「21 自らの自由を乱用する者は、それを失うに値する。」⁽⁸⁾

以上の他の多数の同様な明確で一般的な格言は、それに従って判決できるような法律として用いられるのが習わしである。何となれば、そのような一般的な格言は、裁判官の知っているべき法律が欠けている場合の第二の規則のごときものであ「り、かつ、ひとつの根拠であ」⁽⁹⁾るからである。

(1) 「一般的」

(2) 「のようなもの」

(3) この部分なし。

(4) この部分なし。

(5) この部分なし。

(6) 「家畜をもたない者は体で罰金を支払う。」

(7) 「雌豚を持たない者は雌牛で罰金を支払う。」

(8) この部分なし。

(9) この部分なし。

第七

国王の、理由があつて欲することは、法律に数えられ「なければならず、また、」⁽¹⁾一般の人々が同意していること⁽²⁾「も」。

(1) 「る。」

(2) 「は法律に数えられなければならない。」

第一八

法律の文言の読まれる通りに行っているようにみえるが、法律の意図に違反する者は、法律に違反する者であり、そして、そのようなことは、ここスウェーデンでは「よく」⁽¹⁾起ることであり、この国では罰金を求めて法律を歪め、法律を作ったものの意図に注意をはらわ「ず、」⁽²⁾暴力と羨望「が」⁽³⁾重要事になっている。

(1) 「多く」

(2) 「ない。」

(3) 「もここでは」

第一九

すべての法律は、法的及び道徳的正当性により定められているのであつて、「罰金」⁽¹⁾のために定められているので

はない。「何となれば、罰金は法律を破る者に科される刑罰であるが、法律は、違反されるよりも、違反のないことを望んでおり、むしろ、いかなる罰金も必要とされないことを見守っているからである。」⁽²⁾

(1) 「金銭」

(2) この部分なし。

第二〇

人々が成文の法律を持たない場合、法律の代わりにその地方の理由のある習慣を用い、それに従って判決しなければならぬ。

第二一

同じ犯罪は同じ刑罰を「要求し」⁽¹⁾、そして、それ故に、ある者が富者か貧者かということに従つてものをみてはならず、犯罪が同じであれば、一方を他方と同じに処罰しなければならぬ。

(1) 「有する」。

第二二

裁判官は、裁判所に来る者に優しく話しかけなければならぬ。

らない。「*」⁽¹⁾でなければ、正しく判決しないと疑われ⁽²⁾。」そして、悪意で訴えられているとの疑いをその者は裁判官に対して抱く。何となれば、人々は、叱責され、悪意で訴えられる「ことに注意して裁判官のもとに」⁽³⁾来るのではなく、自分の法を求めてやって来るからである。しかし、事件が当事者のどちらかが言葉で罰せられなければならないようなものであれば、それは、取調べがなされ、判決が言渡される時にしなければならないのであって、それ以前にしてはならない。

(1) 「何となれば」

(2) 「る」。

(3) 「ためにそこに」

第二三

法廷に着座したとき裁判官はどの当事者に対しても怒りを抱いてはならない。何となれば、怒りは、何が事件における法であるかを熟考することができないように裁判官を妨げるからである。

第二四

裁判官は、事件を十分に根拠づける以前に判決を急ぎ過

ぎてはならない。何となれば、性急な判決が「有効で、」⁽¹⁾
正しいものであることは稀だからである。

(1) この部分なし。

第二五

裁判官にとって、法律の適用に厳しくあるべき時と緩やかであるべき時とを知るといふ賢明さ以上に必要性の「大きい」⁽¹⁾ものはない。何となれば、全ての刑罰は改善を目指すべきであ「り、又もし可能ならば刑罰はそれを受ける者が自ら改善しようというのを妨げないようなものであるべきであ」⁽²⁾るからである。「窃盗を行つた者に起こるよう
に、その者は笞刑台に繋がれ、両耳を失い、村からは追放され、その者が彼のことを知っている人のいない他の土地に逃亡し、それから、行いを改め、善良な生活を送つたとしても、決して信頼されることはなく、そして、刑罰に処された者にとって刑罰は妨げであり、彼は、それを疑い、以前より悪くなり、そのためにむしろ直ちに命を失つた方がよかつたのである。そのようなことは、晒し柱に繋がれ、村から追放された売春婦にも起こることである。即ち、以前に、二度男と姦通した者がその後男の売春婦になり、改善されることなく、以前より更に悪くなる機会が刑罰に

よつて生じるのである。それ故に、人々が害悪を取り去らずに、二重の悪を作り出しているような事件においては、裁判官は賢明さを用いなければならない。しかし、法律は常に改善を要求し、かつ、改善に向けて法律は運用されるべきなのである。」⁽³⁾

(1) 「多い」

(2) この部分なし。

(3) この部分なし。

第二六

裁判官は「人の名譽と良い評判とが傷つけられるような判決を急いでしてはいけない。」⁽¹⁾そして、それ故に、善良⁽²⁾「な」悪評のない男や女をあからさまな叫び声や噂の中に置き、宣誓を強制するような理由はまったくないにもかかわらず、自分たちがそれにより罰金を取れるような方法でその男女に宣誓を強制する裁判官は相当の「無思慮」⁽³⁾を働⁽⁴⁾き、なお又大きな不法を働いているのである。そのような裁判官は、自らの「職務と」⁽⁴⁾受命に反し、逆のことをしているのである。何となれば、裁判官の職務とは「常に、」⁽⁵⁾覆すことよりもむしろ、救済することで「あり、」⁽⁶⁾人の名譽と良い評判とを守り、そして事件が理由及び証拠によつて

あまりにも明らかであるために、いかなる保護手段でも救うことのできない場合を除いて「傷つけることではないからである。」⁽⁷⁾そして、それ故にひとりの「優れた人の」⁽⁸⁾評判、名誉及び信用が傷つけられるような罰金を請求するとは、神が「気高くも」⁽⁹⁾処罰しようとする非難さるべきことなのである⁽¹⁰⁾。そして、人の「名誉及び信用又は生命」⁽¹¹⁾にかかわることを、六人の証言がある場合を除いて、性急に信じ込むことは、スウェーデンの法律の認めるところではなく、許されないことなのである。「このことから」⁽¹²⁾法律は、生じた個々の軽い噂話が証言を有すべきことを欲しており、それ故に法律がその数の証人に委ねていることは明らかである。

- (1) 「急ぎすぎて人の名誉と善い評判とを傷つけてしまったり、或いは人を傷つけてしまつてはいけない。」
- (2) 「で、」
- (3) 「悪意と有害な行為」
- (4) この部分なし。
- (5) この部分なし。
- (6) 「る。」
- (7) 「裁判官は人を傷つけてはならない。」
- (8) 「人の良い」

- (9) この部分なし。
- (10) 「る。」
- (11) 「生命、名誉又は信用」
- (12) この部分なし。

第二七

他にも間接事実がある場合を除いて、裁判官が軽い会話⁽¹⁾「や」噂話のために人に「宣誓を行わせ、」⁽²⁾あるいは宣誓を強制することは、明らかに不法であり、多数の害悪がそれより生じ得る。何となれば、ある者のかたきは羨望及び悪意「のために有害な」⁽³⁾噂話をすぐにひろめることができるからである。しかも、また人は、明らかにそして目の当たりに、そのような噂話になっている者に直ちに宣誓を強制した場合に、多くの虚偽の噂話が行われ、周囲に広く行き渡ることがいかに多いかというところを見ているのである。そこでは、彼らに「大きな」⁽⁴⁾不法が起きて「おり、自らそれを証明しなければならないような噂話を広める者がむしろ訴えられなければならないのである。」⁽⁵⁾

- (1) 「と」
- (2) この部分なし。
- (3) 「から」

(4) この部分なし。

(5) 「いる。」

第二八

裁判官は、やむを得ない必要からそうせざるを得ない場合を除いて、安易に人を「宣誓手続き」⁽¹⁾にかけてはならず、むしろお互いの間に争いの存在する者達を平和な状態におく他の手段を求めなければならない。何となれば、特に、人々が宣誓答弁をしやすいこのスウェーデンにおいて、裁判官がやめさせるべき虚偽の宣誓の行われる訴訟が何度も行われることは恐るべきことだからである。

(1) 「宣誓」

第二九

訴追者が自らの訴追事件について手元に何らの理由も証拠もあるいはまた間接事実をもたない場合、被告人の否定は訴追者の肯定と同様に有効であり、被告人は宣誓を強制されるべきではない。しかし、訴追者が何らかの理由「証拠」⁽¹⁾、もしくは間接事実をもつか、または証人を一人でももつ場合には、訴追者の肯定は被告人の否定に勝り、訴追者は被告人に宣誓を行わせる。そうでない場合には、被

告人に宣誓を強制することは、被告人に対する不法である。何となれば、訴追者が半分の理由をもつ場合訴追者は被告人に宣誓を行わせるが、この場合を除いて被告人を処罰又は訴追する、即ち直ちに宣誓を行わせるべきではないからである。しかし、訴追者が完全な証人と理由とをもっている場合には、訴追者が被告人を処罰したということに基づいて、被告人に宣誓を行わせることはない。何となれば、何人も明白な理由と証人とに対抗して宣誓することを許されず、有罪とされるからである。しかし、半分の理由によって処罰される場合には、被告人は、宣誓を免れることができる。

(1) この部分なし。

第三〇

訴追者が自分の訴追事件について他に何の理由もなしに、自分が正しいという自らの宣誓によって事件を維持しようとする場合には、訴追者は右の宣誓によって、被告人に宣誓を行わせることはできない。何となれば、宣誓は宣誓に對抗するものであってはならず、まして、その宣誓は「⁽¹⁾」ここで問題になっている故に「⁽¹⁾」訴追者の側にあるべきではなく、被告人の側にあるべきだからである。宣誓によ

つて人は答弁すべきであつて、訴追すべきではなく、また、何人も宣誓答弁をして、自らに金銭の支払をさせることはできない。

(1) この括弧はついていない。

第三一

大逆罪事件又は「その他の」⁽¹⁾生命、名誉または信用にかかわる「重大な」⁽²⁾事件で、ある者が、「拘束」⁽³⁾された場合であつて、しかもその者を有罪にできる理由が存在しない場合には、その者に宣誓を行わせることはできない。そのような場合、法典には一二人の参審員が設置され、参審員がその者を防衛する場合は防衛され、参審員がその者を有罪とする場合は有罪とされると述べられている。今現在、事件が不明確で参審員が自ら防衛することも有罪にすることもできないと言うことが時々あり、同様なことは昔も今もある。しかし、これは正しい言い方ではない。何となれば、参審員がその者を有罪にすることができないのであれば、その者は防衛されるのであり、釈放されるべきだからである。何となれば、有罪にできない者は無罪でなければならぬからである。そして、もし人が何事も証明できなかった者を拷問するとしたならば、法とは何であろうか。

また、人は常に、覆すことよりも救う傾向を多くもたなければならぬ。かくて、不明確な事件であるために、何が正しいのか拾い出すことができない場合には、その者が犯罪者である場合であつても、訴追されている者を釈放しなければならぬということをするすべての訴訟手続きにおける一般的な規則として、保持しなければならぬ。何となれば、犯罪者でない者を拷問することよりも犯罪者を自由にしてやる方がずっといいことだからである。裁判官は、自ら「明らかな理由及び証拠」⁽⁴⁾をもつ場合を除いて、何者をも拷問してはなら「ず、もし裁判官がそれを越える場合には、それは暴虐であり、不法であつて、受け入れられるものではない」⁽⁵⁾。

- (1) この部分なし。
- (2) この部分なし。
- (3) 「訴追」
- (4) 「理由及び明らかな証拠」
- (5) 「ない。」

第三二

ここスウェーデンでは民衆が宣誓に訴える傾向がかなりある^(*)ので、裁判官は、ラークマンに対して、彼らがどのよ

うな理由を知っているか、「彼らがその場に居合わせたか、その者が犯罪者でないと知っていたか」⁽¹⁾、或いは又、彼らが宣誓答弁をできる場合には他の間接事実を知っているかどうかを訊ねるのが適切である。そして、裁判官は、その者が「*」許されるべき者かどうかを最初に調べた場合を除いて、手続きを先に進め、宣誓答弁することを決して性急に許してはならない。

(1) 「又は、彼らが防衛している者を犯罪者でないと信じるくらいに正確に知っているか」

(2) 「宣誓答弁をなし得ることを」

* RR 1709 版注、この制度は古いスウェーデンの制度である共同宣誓者 (Compurgators) に関するもので廃止されている。

第三三

訴追者の訴追事件を退けることのできる理由のある証拠「又は」証人を被告人がもっている場合、なおその事件についてその者に宣誓を行わすことは不法である。何となれば、証人及び証拠に理由があり、かつ、裁判官がそれを承認するのであれば、それらはその者にとって有用であるべきだからである。しかし、理由が完全なものでない場合に

は、そのものは宣誓を「強制される」⁽²⁾。理由及び証人によって、自らを防衛できない場合には、宣誓手続き及び宣誓によって自らを防衛しなければならぬ。

(1) 「及び」

(2) 「行う」

第三四

ある者について宣誓が行われている場合、「私は、その者の宣誓が真実であつて虚偽でないよう神の助けを願っている。」と「いうようなあれやこれやの方法で」⁽¹⁾ 宣誓答弁する習わしがある。^(*) この方法は、事件についてよく知っている場合を除いて危険な宣誓であり、かつ、神が気高くもお怒りになる多くの虚偽の宣誓が行われる恐ろしいものであり、このような方法を裁判官はやめるべきである。それ故に、ラーグマンは「私が事件について知っている理由及び間接事実並びに私がこの者と結んだ交際から、私がこの者の宣誓が真実であつて虚偽でないと信じるように、神が私を救ってくれるように願う。」というようなあれやこれやの方法で宣誓答弁すべきであろう。そうすれば、事件に関係ある者が不法に宣誓答弁したとしても、ラーグマンは適法に「不法にではなく」⁽²⁾ 宣誓答弁でき、その方がず

つと良く、多くの者が偽って宣誓答弁するよりも、一人の者が不法に宣誓答弁する方が神の怒りはずっと小さくなる。六人又は一二人前後の優れた信頼できる人々が事件を申し立てられている人を犯罪者でないと信じている場合には、

裁判官は、それらの優れた人々の信念に従って、その者に無罪の判決をしなければならず、この場合には判決は宣誓をしている者本人の宣誓とその者について宣誓答弁している者の信念とに関わっている。そして、裁判官にとつては、そのことがその者に無罪の判決をするのに充分な理由及び根拠とならなければならない。右の宣誓がなされた場合には、ラーグマンの誰かがその者が犯罪者であることを知っていることが証明された場合、この場合にはそのような者「は(もしいれ⁽³⁾ば)」虚偽宣誓者であり、刑罰を受けるべきであるが、そのような場合を除いて事件に関係ある者以外何人も虚偽宣誓罪とはならない。

- (1) この部分なし。
- (2) この部分なし。
- (3) 「がもしいれ⁽³⁾ば、」

* RR 1709 版注、この規定は、被告人が法廷で無罪の宣誓をするために、多数の共同宣誓者を必要とした以前のスウェーデンの訴訟形式であり、今日では廃止されている。

この場合、被告人がまず無罪の宣誓答弁を行い、その後、その答弁が真実であるとの宣誓を共同宣誓者が宣誓答弁する。(注の位置から二つの注を一つにした。訳者編注)

第三五

すべての判決は明らかな理由及び証拠によつて固められていなければならない。何となれば、裁判官は、理由及び証拠によらないでいかなることをも判決してはならないからである。訴追者が何ごとを証明できない場合、被告人は無罪である。何となれば、訴追者は自らの訴追事件について「理由及び⁽¹⁾」証拠を有しているべきであるからである。

人々は常に、行われたままの又は生じたままのものとしての行為について判決してはならず、人々はその行為がどのような目的をもつてなされたかということに注目しなければならぬ。人々はその行為を行った者の意図、それが冷酷さによつてなされたか否かに従つてその行為に判決しなければならぬ。そしてそれ故に、人々は、他の者から何物かを秘かに取り去る者を、いつでも窃盗罪だとすることはできない。何となれば、ある者は不注意から持ち去り、自分のものだったと思つたり、その他同様「に、ある者は悪心から盗み、他の者はまったくの貧しさから盗む」場合⁽²⁾

もあるからである。意識的に意志をもって自分の稼ぎを他人から取り去った場合を除いて、何人も窃盗罪とすることはしない。同様にまた、「すべての他の事件においても、」人は行為よりも故意及び意図に注目「しなければならぬ」⁽⁴⁾。

- (1) この部分なし。
- (2) 「な」
- (3) この部分なし。
- (4) 「することがはるかに優っている」

第三六

ここスウェーデンでは二人の者が争っている場合一方が他方を盗人と呼ぶようなことや他の同様なことがよくあって、習慣になっており、そのように呼ばれた者は「法会や」⁽¹⁾裁判所に片方を召喚し、相手が自分を窃盗とかそのような他の事で処罰しようとしているといい、自分が相應の刑罰を受けるか公権剝奪者になるかどうかになるように自分に損害を与えようとしているという。この場合裁判官は賢明でなければならず、譴責と完全な処罰とを区別しなければならぬ。「怒って、性急にある者を盗人などと呼ぶことは、羨望から冷酷にその者を法律によって有罪とす

ることとは」⁽²⁾まったく別のことである。犯罪が同じでないように、刑罰も同じであるべきではない。また、裁判官は、^(*)法典の内容とするところが「*」譴責かそうでないかに「正しく」⁽⁴⁾注目しなければならない。

- (1) この部分なし。
- (2) 「怒りと性急さから盗人と非難することと、冷酷さから盗人と非難して、彼を法律によって有罪であるとする」とは正しく異なり、
- (3) 「正しく」
- (4) この部分なし。

* RR 1709 版注、Rahthaug=Sachen St=L のタイトルの三一章一及び二条を見よ。

第三七

「しばしば」⁽¹⁾虚偽の宣誓がなされる習慣があるので、裁判官は理由なく証言の証明力を認めてはならず、むしろ、裁判官は、それが価値ある証人か否か、羨望をもった証人か否か、重要な「証人又は」⁽²⁾理由であるか否か、それが虚偽宣誓者もしくは公権剝奪者であるか否か、又は、証人が信頼できるか否かを誰でも知っているくらいによく知られているか否かについて調査しなければならない。そのよう

な誤りのある場合には、証言の証明力は与えられない。何人も、自分に不利な証人になる場合を除き、自らの事件の証人になることはできない。何となれば、それは自白事件だからである。

(1) この部分なし。

(2) 「知識及び」

第三八

何人に対しても拷問による自白に従って判決してはならない。何となれば、そのような自白は虚偽であるのが習慣であり、また、それに従って判決できる理由が「自己負罪」⁽¹⁾によって認定されることが起こる場合を除き、彼が苦しんだ拷問のために多くの人々が真実ではな「く、又起きてもいな」⁽²⁾いことを自白する「のはよくあることだ」⁽³⁾からである。そして、ここに、右のような拷問をどのようにして行うにせよ、完全に罪のない者を拷問しないことは賢明さに属することであり、また、ユングフルー及びその他の拷問を用いることは明らかに暴虐であり、⁽⁴⁾不法がしばしば生じているので、控えるのが良策であろう。それ故、大逆罪の事件の場合を除いて、殺人事件のために拷問を行うべきではない。そしてそれ故に、多くの執行吏が彼らの

⁽⁵⁾補縛した者を自白へと強制し、「その同じ自白の後に直ちに」、その自白が正しいか正しくないかに構わず、捕縛した者を死刑や罰金刑に処し、後で拷問されてないときには否認するような自分の行為に責任があるという決定を下すという不法を行っているのである。このようなことが起こる場合は大部分「金銭」⁽⁶⁾のためからであり、明らかに、紳士たるものの認めるべきでない暴虐であり、不法である。

(1) 「自白」

(2) この部分なし。

(3) この部分なし。

(4) 「る。そして、ユングフルー及びその他の拷問が最後に用いられなければならない場合にも、」

(5) この部分なし。

(6) 「罰金」

* RR 1709 版注、スウェーデンにはユングフラウという通常の拷問が古くからあった。それは、特別な箱の中に一人で閉じ込めるものであったが、今日のスウェーデン王国ではすべての拷問が完全に廃止されている。

第三九

その者の名誉を傷つけるような判決がある者に対して執

行されるとき、そのことから多数の者が自分たちの名誉を守ると言い出すことが起き、そのときそれら多数の者は自分たちの判決を守るのであるが、その訴えが無理解から行われているということを多くの人々は「心情にとどめてい⁽¹⁾る。」裁判官が自らの最大の理解力に従い、かつ、彼に示された理由に従って判決するとき、裁判官に責任はない。事件がその後にもっと理解力のある他の裁判官のもとに回⁽²⁾つてきて、かつ、もっとよい証拠もあつて、違った方法で判決される場合、その裁判官はそれに堪えることができなければならぬ。彼の名誉には何らの傷もつかない。しかし、その裁判官が賄賂及び贈物、暴力又は友情のために虚偽の判決を言い渡したことが観察される場合には、その裁判官は、それにより名誉を得ることはほとんどない。都市法典にせよ地方法典にせよ、何らの成文の規定がなく、また、それに従って判決できる土地の習慣もないような、疑わしい事件が生じるときには、人々は優れた人々の意見を聞き、事件が識別され得るように、自らの「最高の」理解力と知識とに従って判決「することができ⁽³⁾る。」何となれば、紛争を明確に識別することが裁判官の職務の要求するところだからである。

(1) 「考えている。」

(2) 「最善の」

(3) 「しなければならない。」

第四〇

事件が不明確な場合には、人々は「訴追⁽¹⁾」している者よりも、むしろ訴追されている者を援助しなければならない。危険に直面する者は有利な地位をもたなければならない、有利な地位及び利益をもつ者は危険に直面しなければならないからである。

(1) 「他人を訴追」

第四一

すべての事件において裁判官は第一に、平穩犯罪、窃盗罪、故意「もしくは過失⁽¹⁾」による傷害罪などいかなる名称が事件に附されるべきかということ、又は、何ごとであれ事件が処理される以前に考慮されなければならないことを知らなければならない。そして、それから、事件が始まった後に判決されなければならない。

(1) この部分なし。

第四二

法律を作った者の意図を守らない者は法律を歪める者であり、そして、「法律」⁽¹⁾を歪めるべきではないということ
は裁判官職の宣誓に対応するものである。何人も他の者に
その者自身の有するよりも大きい法を与えることはできず、
子供は「両親」⁽²⁾よりも大きい法を相続することはできない。
「また、」⁽³⁾何人も他の者にその者自身が有するよりも大きい
権限を与えることはできない。

(1) 「法律に基づいて法律」

(2) 「父親の有していた」

(3) この部分なし。

第四三

そして、以上に述べたことは裁判官を少しでも正すこと
になろう。そして、人々が、正しく従うべきものとして、
この規則に従おうとするとき、罰金はいくらかでも少なく
なることを告白するならば、神の怒りもそれだけ小さくな
る。そして、一般の人々の間の法的及び道徳的正当さがそ
れだけ大きくなり、より大きな力がそこに存在することにな
る。

不法な罰金は何人をも豊にすることはない。

しかし、法律及び法は紳士の褒賞である。

参考文献 (冒頭の名前と年号は文献の略称)

- Almqvist 1940a Almqvist, Jan Eric: Dödsdomen över
Olaus Petri den 2 januari 1540, Festskrift tillägnade
Nils Stjernberg, Stockholm, 1940.
Almqvist 1940b Almqvist, Jan Eric: Om domarregl-
erna i lagboken, SvJT 1940.
Almqvist 1946 Almqvist, Jan Eric: Svensk juridisk litte-
raturhistoria, Norstedt, Stockholm, 1946.
Almqvist 1951 Almqvist, Jan Eric: Domarregler från
den yngre landslagens tid, 2-a Uppl., Uppsala & Sto-
ckholm, 1951.
Almqvist 1952 Almqvist, Jan Eric: Om de senare dom-
arreglerna, Lychos 1952.
Almqvist 1967 Almqvist, Jan Eric: Om Olavi Petri dom-
arregler, SvJT 1967.
Annars 1965 Annars, Erik: Humanitet och rationalism,
RS-1., Bd. 10, Stockholm, 1965.
Annars 1972 Annars, Erik: Svensk straffrättshistoria

- Del I, Almqvist & Wiksell, Stockholm, 1972.
- Anners 1974 Anners, Erik: Den europeiska rättens historia I, Stockholm, 1974.
- Anners 1980 Anners, Erik: Den europeiska rättens historia II, Stockholm, 1980.
- Beckman 1918 Beckman, Nat.: Våra medeltida domareregler, Nordisk filologi, 13 Bd., Lund, 1918.
- Dix 1941 Dix, Hellmuth: Schwedische Richterregeln, Deutsches Recht, Ausgabe A, 11 Jg. Heft 34, 1941.
- Holm 1917 Holm, Rurik: Olavus Petri, J. A. Lindb-lads, Uppsala, 1917.
- Holmbäck 1928 Holmbäck, Åke: Våra domareregler, Festskrift tillägnade Axel Hägerström, Uppsala & Stockholm, 1928.
- Inger 1983 Inger, Göran: Svensk rätts historia, Lund, 1983.
- Jägerskiöld 1984 Jägerskiöld, Stig: Kring tillkomsten av 1734 års lag, SvJT 1984.
- Lassen 1943 Lassen, Bengt: Domaren och Mose lag, SvJT 1943.
- Modéer 1987 Modéer, Kjell Å.: En god domare är bättre än god lag, SvJT 1987.
- Modéer 1993 Modéer, Kjell Å.: Historiska rättskällor, Stockholm, 1993.
- Modéer 1994 Modéer, Kjell Å.: Den svenska domarkulturen, Lund, 1994.
- Munktel 1936 Munktel, Henrik: Mose lag och svensk rättsutveckling, Lychnos 1936.
- Munktel 1939 a Munktel, Henrik: Domarereglerna i praxis före 1734 års lag, SvJT 1939.
- Munktel 1939b Munktel, Henrik: Tortytren i svensk rättshistoria, Lychnos 1939.
- Munktel 1944 Munktel, Henrik: Det svenska rättsarvet, Bonnier, Stockholm, 1944.
- Ohlin 1934 Ohlin, Gustav: Några blad ur det svenska straffsystemets historia, Minnesskrift ägnad 1734 års lag II, 1934.
- Opheim 1962 Opheim, Charlotte Johnson: Domareregler "Rules for Judges", Kappa Beta Pi Quarterly, Vol. 46, No. 1, March 1962.
- Petrén 1951 Petré, Sture: Lagläsarna - Ett bidrag till det svenska domstolsväsendets historia, RS-2 Bd. 1, Lund, 1951.
- Petrén 1953 Petré, Sture: Ett nytt bidrag till frågan om författarskapet till de yngre domarreglerna, SvJT 1953.

- Sahlgren 1951 Sahlgren, Jöran: Olavi Petri domarregler, Arv 7 årg. 1951.
- Schmidt 1966 Schmidt, Gerhard: Die Richterregeln des Olavus Petri, Stockholm, 1966.
- Schück 187? Schück, J. Henrik E. : Några småskrifter af Olavus Petri. (Litt. hist. Sv. KB) 187?.
- Schück 1893 Schück, J. Henrik E. : Olavus Petri, Ett fyrahundraårsminne, Jugo Gebers Förlag, Stockholm, 1893.
- Stockholms rådhus 1915
- Stockholms rådhus och råd...Festskrift utgiven till minne af nya rådhusets invigning, hösten 1915.
- Waldt 1588 (1616) Waldt, Georgij am: Rättegångs Orddning (översatt av Erico Schrodero), Stockholm, 1619.
- Wedberg 1937 Wedberg, Birger (編註): J. E. Almqvist, Domareregler från den yngre landslagens tid, SvJT 1937.
- Wedberg 1941a Wedberg, Birger: Domarreglerna på tyska, SvJT 1941.
- Wedberg 1941b Wedberg, Birger: Lagboken och Domarreglerna, SvJT 1941.
- Wedberg 1942a Wedberg, Birger: Domarringar, SvJT 1942.
- 1942.
- Wedberg 1942 b Wedberg, Birger: Gustav Cronhjelm och domarreglerna, SvJT 1942.
- Ylikangas 1991 Ylikangas, Heikki: Domaren i Olaus Petris vågskål, Retfrærd. 14 årg. 1991.
- Tvåhundraårsminnet av 1734 års lags tillkomst, SvJT 1934.
- 審 庁
- KrTL Kristofers Landslag 1442
- MELL Magnus Erikssons Landslag 1350
- MESL Magnus Erikssons Stadslag 1350
- OPSS Hesselman, Bengt (ed): Samlade skrifter av Olavus Petri, 4 bd., Almqvist & Wiksell, Uppsala, 1914-1917.
- RR 1709 Richter=Regeln aus Schwedisches Land=Recht/.../Herrn Carl dem Neunden/.../confirmirt / und Anno 1608. publicirt /.../ Franckfurt und Leipzig/.../Buchhändlers in Riga/.../ 1709.
- RS-1 Rätthistoriska bibliotek serie 1
- RS-2 Rätthistoriska bibliotek serie 2
- SvJT Svensk Juristtidning